

【参考(3)】地域協議会が活用できる支援策

<農林水産省>

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進事業・整備事業（農福連携型））

※地域協議会として実施する場合、構成員に市町村を含むこと

● 農福連携支援事業のうち地域協議会の設立および体制整備（ソフト）

地域協議会が地域における農福連携の推進のために行う活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等に必要な経費を支援します。

※事業実施主体は地域協議会のみが対象となります。

● 農福連携支援事業のうち農福連携の取組（ソフト）

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、ユニバーサル農園（農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供する農園）の開設、移動可能なトイレのリース導入等に必要な経費を支援します。

※事業実施主体は地域協議会も対象となります。

● 整備事業（ハード）

障害者や生活困窮者等の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（農園、園路の整備を含む）、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備に必要な経費を支援します。

※事業実施主体は地域協議会も対象となります。

詳しくは、農林水産省 HP をご確認ください。

※ 農林水産省 HP：農福連携に関する支援制度

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/sien_seido.html



その他、農福連携に活用可能な支援策などについては、「農福連携ガイドブック」（法務省・文部科学省・農林水産省・厚生労働省）にまとめられておりますので、ご参照ください。

※ 農林水産省 HP：農福連携に関連するパンフレット・マニュアル

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/pamphlet.html>



農福連携 地域協議会の立ち上げに向けて

発行日：令和 7 年 3 月

発行元：（株）インサイト

事業名：「農福連携の推進に向けた新たな取組への展開」

事業実施者：（株）インサイト

協力：千葉大学教授 吉田 行郷

社会福祉法人ぎんが福祉会 ぎんが工房 内藤 和恵

都道府県振興センター等ネットワーク協議会 赤井 寿美

高知県安芸福祉保健所 公文 一也

佐賀県農林水産部農業経営課 藤戸 小百合

大村ノウフクネットワーク 相川 克也

大隅半島ノウフクコンソーシアム 天野 雄一郎

参考文献：「農福連携地域コンソーシアムのモデル構築手引書」

（企画・編集・制作：（株）マイファーム・農都共生総合研究所，(R5.3)）

URL：<https://www.notosoken.jp/noufuku/r4/regionalconsortium/>

本書は「令和 6 年度農山漁村振興交付金」を活用して作成したものです。



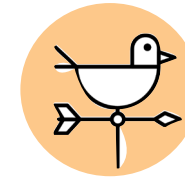
農福連携 地域協議会の立ち上げに向けて





目次

01	はじめに	2
02	地域協議会の立ち上げに向けて	
	① 地域協議会設置のきっかけ	3
	【参考(1)】地域協議会に関する各種書類ひな型「規約」	4
	② 地域協議会の立ち上げ	5
	③ 地域協議会の推進体制	7
	④ 地域協議会の主な活動内容	9
	topic [地域協議会を維持・発展させるために]	11
03	事例に掲載した地域協議会の基本情報	13
	【参考(2)】地域協議会に関する各種書類ひな型「請負契約書」	18
	【参考(3)】地域協議会が活用できる支援策	21



1. はじめに

農福連携等の推進

農福連携は、障害者の農業での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。農福連携は、農業分野において喫緊の課題である労働力の確保に資することが期待される取組であり、一方で、障害者にとっても、農業を通じた働く場の確保や賃金・工賃の向上に加えて、地域との交流の促進等が期待される取組です。

全国の農福連携の取組主体数は、大きく増加し、7,179件(2023年度末時点)となっています。農福連携の一層の推進を図るため、省庁横断の会議として設置された「農福連携等推進会議」(議長：内閣官房長官)において、2024年に「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」が策定されました。同ビジョンでは、農福連携等に取り組む主体数を2030年度末までに1万2千以上とし、地域協議会に参加する市町村数を200以上とすることが目標とされています。

地域協議会の設立の必要性

農福連携の取組主体数が増加する一方で、同じ地域にしながら農業者と障害者就労施設が知り合う機会がない、農繁期に集中する農作業のニーズを地域の障害者就労施設が受けきれない等の課題が生じる地域もあるなど、地域によって農福連携の課題は異なります。

このため、今後は、農福連携の取組が多様な選択肢の一つとして地域に浸透するよう、地域単位で設立される地域協議会が主体となり、地域の実情を踏まえた仕組みづくりに取り組んでいくことが期待されます。実際に、先行的な地域においては、地域協議会が中心となって、地域の農業や福祉の関係者のネットワークづくり、地域内の農福連携の取組のルールづくり、農業者と障害者就労施設のマッチング等に取り組んでおり、これによって、農福連携が地域で拡大するとともに、その取組が発展して地域のさまざまな課題解決にもつながっています。

まずは、農業や福祉の異なる立場の人たちが集まって、お互いの課題を共有しながら、地域がめざす姿について話し合っていくことが期待されます。

参考

- ・農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/noufuku_toha-37.pdf

- ・農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の決定に伴う4省課長連名通知

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/noufuku_toha-38.pdf

※ 農福連携等：農福連携を障害者だけでなく、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等にも対象を広げ、農福連携だけでなく、林福連携や水福連携も含んだ取組。

※ 本事例集では農福連携等は全て「農福連携」と表記します。



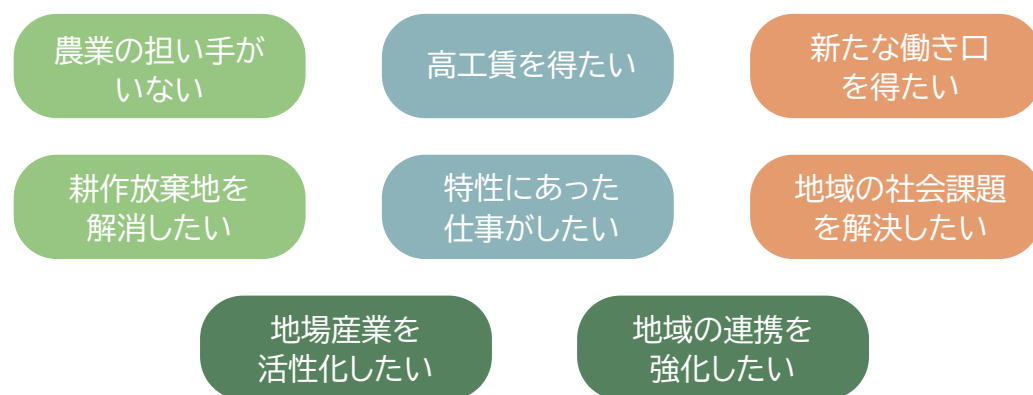


2. 地域協議会の立ち上げに向けて

① 地域協議会設置のきっかけ

地域協議会の立ち上げのきっかけはさまざまです。各地域の事情に応じて、地域協議会の目的を整理・共有しましょう。

<主なきっかけ>



<立ち上げに際しての準備>

地域協議会の立ち上げに際して、活動継続性の観点から、下記のものを作成することが望ましいです。これらを、関係者と協議しながら、準備を進めましょう。

- 規約
- 名簿
- 事業計画書

地域には、自立支援協議会、農業再生協議会、担い手協議会など農福連携と重なるテーマで活動している協議会が既に存在する場合もあることから、こうした既存の協議会を活用して地域の農福連携の取組の拡大に向けて取り組むことが期待されます。



【参考(1)】地域協議会に関する各種書類ひな型「規約」

●●地域協議会規約

(目的)

第1条 ●●●地域協議会(以下、「本協議会」と言う。)は、●●地域内の農業経営体等の担い手不足、障害者就労支援事業所等の就労機会の確保など、農福連携等を通じ、農業経営体等と障害者就労支援事業所等が円滑に連携することで、これらの課題解決及び持続可能な地域社会の貢献を目的とし、本協議会を設置するものである。

(活動内容)

第2条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を実施する。

- (1) 農福連携等の関係者のネットワークづくり、出会いの場を創出する。
- (2) 農福連携等の取組のルールづくりを実施する。
- (3) 農福連携等のマッチングを実施する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本協議会の目的達成に必要な事項に関することを実施する

(構成)

第3条 本協議会は第1条の目的に賛同する市町村、農林水産業関係者、福祉関係者等で構成し、構成員は別添名簿のとおりとする。

(事務局)

第4条 事務局を●●●内に置く。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営の必要な事項は、構成員で協議し、定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。



② 地域協議会の立ち上げ

地域協議会の立ち上げ方はさまざまです。ポイントと事例を紹介します。

ポイント

① 地域ニーズを具体的に聞き取りましょう（対象者：農業者・障害者就労施設等）

- ・農福連携に限らず、地域協議会の活動を継続・発展させるためには、具体的な地域の困りごとを確認することが第一です。
- ・農業者や障害者就労施設等の困りごとを確認しましょう。
- ・既に農業や福祉の現場で、農業者や障害者就労施設等に対し、支援や指導等を行う者や組織（いわゆる中間支援組織）が、地域ニーズを把握していることが多いことから、こうした者を巻き込むことが重要です。（農福連携コーディネーター、各都道府県振興局の普及指導員、JA の営農指導員、共同受注窓口、自立支援協議会就労部会等）

② 活動のはじめ方を検討しましょう

- ・取組のはじめ方もさまざまです。行政が主体となって声をかけていくスタイルが有効なときもあれば、まずは地域内の一部のエリアでモデル的に取り組んでから組織化していく形、また別組織で活動していたものが地域協議会になることもあります。
- ・地域の状況に応じて、最適な形を選びましょう。

事例1 モデル的な取組を経て組織化 佐賀北部地区農福連携推進ネットワーク （佐賀県北部）

地域ニーズ 担い手不足×工賃向上

- ・当該エリアで多く作られているほうれん草は、収穫から出荷の際に作業が集中する。そのため、繁忙期にあわせて手伝ってほしい、というニーズがある。
- ・さらに、担い手不足により、収量拡大につながらない現状があり、JA さがが解決策を模索していた。
- ・一方、「（特非）佐賀中部障害者ふくしねっと」は佐賀市・小城市の障害者福祉施設が 25 か所（現在約 60 か所）登録されており、共同受注の機能を有する団体で、登録事業所の工賃・賃金向上にかかる営業を実施していた。
- ・そのため、まずは JA さがと（特非）佐賀中部障害者ふくしねっとが連携し、ほうれん草の調整作業を 3 事業所で請け負う取組をモデル的に実施した。（2016 年）。

はじめ方 モデル的な取組を経て組織化

- ・モデル的な取組の結果、出荷が順調だったことにあわせて、障害者就労施設も通年の作業ができるという効果があったため、地域全体に農福連携を広げるために、組織化を図り、「佐賀北部地区農福連携ネットワーク」を設立した（2017 年）。



事例2 別組織から発展し、 地域協議会を設立

安芸市農福連携研究会（高知県安芸市）

地域ニーズ 自殺対策

- ・当該エリアでは、元々自殺者が多い、という地域課題があり、高知県安芸福祉保健所が 2013 年に「ここから東部地域ネットワーク会議（自殺予防ネットワーク）」を発足。
- ・このネットワーク会議を中心に、多くの関係機関が集まり始め、自殺対策のみならず地域全体の社会的課題に対応できる体制が次第に整備される。

はじめ方 別組織から発展し、地域協議会を設立

- ・解決策を検討する中で、一般就労先として地域産業である農林水産業が注目されるようになり、上記ネットワークから派生し、「障害があっても仕事ができる」「障害等の有無に関係なく、すべての人が生きがいを持って自分らしく生活できる社会の実現」をテーマに「安芸市農福連携研究会」を発足（2018 年）。



事例3 行政が主導となって 地域協議会を設立

恵庭市農福連携ネットワーク（北海道恵庭市）

地域ニーズ

障害者等の活躍の場の提供

- ・全国各地で実施されている農福連携の取組について恵庭市でも取り組めないかと検討し、障害福祉課が農政課に相談を持ちかけた。相談の結果、まずは障害者就労施設が農業を学ぶ農業実習を試験的に実施しようと、取組を開始した。

はじめ方

行政が主導となって地域協議会を設立

- ・市全体への農福連携の普及のため、恵庭市の保健福祉部福祉課・障がい福祉課・経済部農政課が中心となって、農業者や障害者福祉施設、関係団体に声をかけて「恵庭市農福連携による障害者等就労促進ネットワーク（通称：恵庭市農福連携ネットワーク）」を設立（2016 年）。



③ 地域協議会の推進体制

地域協議会の推進体制について、ポイントと事例を紹介します。

ポイント

- ① 活動圏域は、地域の課題に応じて設定しましょう。
 - ・地域によって、農業者数・障害者就労施設数（主に就労継続支援 A・B 型）やそのバランス、生産している農産物も異なりますので、地域の課題に応じて設定しましょう。広域連携を視野に入れて設定する方法もありますし、一地域からはじめ、徐々に周辺地域を巻き込んでいく方法もあります。
- ② 構成団体として、市町村の農福連携等担当部局、農林水産業関係者（農林水産業経営体、JA 等）、福祉関係者（障害者就労施設、障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会等）が考えられ、農福連携に取り組む事業者だけでなく、事業者を支える団体の参画も期待されます。
 - ・障害者のみならず、地域のさまざまな者の農福連携の参画に向けて、上記の他に、若者サポートステーション（ひきこもり等）、職業センター、ハローワーク、コレワーク（矯正就労支援情報センター）、特別支援学校等の教育機関といった関係機関、地域での企業等の参画の呼びかけも有効です。
 - ・また、複数の市町村にまたがる地域協議会の場合は、都道府県の振興局が市町村をまとめる役割を果たすことがあります。

事例 1

恵庭市農福連携ネットワーク

（北海道恵庭市）

設立年

2016 年

活動圏域

北海道恵庭市

構成団体

【農業関係】

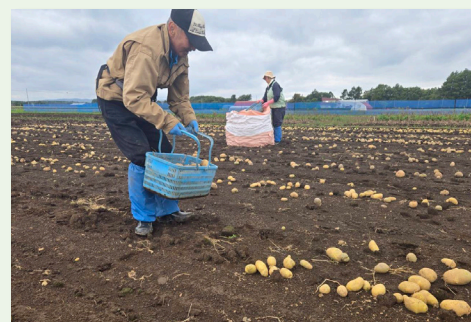
農業者、道央農業協同組合恵庭・北広島営農センター、公益財団法人道央農業振興公社、石狩農業改良普及センター

【福祉関係】

(N) 恵庭手をつなぐ育成会やまびこ、(株) テイクワン、(N) 工房恵庭、恵庭市障がい者総合相談支援センター e-ふらっと、(株) はやて、(N) ワーカーズコープ恵庭地域福祉事業所 ENY-WORK、工房むぎ、(合) 楽楽物語、(福) えにわん、(株) アップル 多機能型事業所 Marble Village

【行政】

恵庭市経済部（農政課）、恵庭市保健福祉部（福祉課・障がい福祉課）



事例 2

安芸市農福連携研究会

（高知県安芸市）

設立年

2018 年

活動圏域

高知県安芸市

構成団体

【農業関係】

高知県安芸農業振興センター、JA 高知県安芸地区安芸営農経済センター

【福祉関係】

障害者就業・生活支援センターポラリス、なんこく若者サポートステーションあき・サテライト、一般社団法人こうち絆ファーム TEAM あき

【行政】

高知県安芸福祉保健所、安芸市福祉事務所、安芸市農林課



事例 3

大隅半島ノウフクコンソーシアム

（鹿児島県大隅地域）

設立年

2021 年

活動圏域

鹿児島県 4 市 5 町（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町）

構成団体

・65 主体（農業法人・農業者 13、福祉関係団体 17、林業 1、畜産 1、農業・福祉どちらも運営 3、企業等 8、任意団体 1、中間支援組織 1、地方公共団体 14）、アドバイザー 6 名（令和 7 年 1 月時点）

・大隅半島外から 7 主体参画

・大隅半島ノウフクコンソーシアムでは、活動を続けていくにつれて、活動圏域の市町村から賛同を得られて、参加市町村数が増加。

年度	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
会員数	16 主体	17 主体	34 主体	55 主体
新規参加行政名	大隅地域振興局農政普及課 錦江町産業振興課 大隅くらし・しごとサポートセンター	なし	大崎町農林振興課 大崎町保健福祉課 東串良町福祉課 東串良町農林水産課 錦江町介護福祉課 南大隅町 肝付町農業振興課 大隅地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課	鹿屋市農林商工部農政課 鹿屋市保健福祉部福祉政策課

④ 地域協議会の主な活動内容

地域協議会で取り組まれている主な活動内容をご紹介します。

ポイント

地域協議会の活動を広げていくためには、以下の手順で取組を進めていくことが考えられます。

- STEP1** 理解促進（情報交流会・ネットワークづくり、見学、視察）
- STEP2** 取組の開始（体験会、マッチング、取組のルールづくり（※））
- STEP3** 取組の定着

また、各地域の課題に応じて必要な取組を追加してください。

（※）取組のルールづくりの一つとして、作業単価の設定が考えられます。作業単価の設定方法は複数のパターンがありますので、「はじめよう！農福連携スタートアップマニュアル（②地方自治体・JA向け）」（農林水産省・厚生労働省）をご参照ください。施設外就労の作業単価は、出来高払（作業内容ごとに、作業の完成に応じた支援単価を設定）が一般的です。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/pamphlet.html>



事例1

体験会

大村ノウフクネットワーク（長崎県大村市）

- ・ 農業者向けの作業見学会を実施し、障害者就労施設の利用者が実際に作業している様子（枝別摘果作業）を地域のみかん部会に所属している農業者に見てもらった。
- ・ その見学会がきっかけで、みかん農家が障害者就労施設に農作業の請負をお願いすることとなった。
- ・ 農福連携の担い手増を目的として、障害者就労施設の職員・利用者向けのみかんの収穫体験会も実施した。



事例2

取組のルールづくり

恵庭市農福連携ネットワーク（北海道恵庭市）



- ・ 同ネットワークでは、当該エリアで農福連携において障害者が実施している作業の内容を、会員間で共有するために、「恵庭市農福連携成功事例集」を作成している。
- ・ 事例集には、作業行程を写真付きで載せているほか、作業時期や、作業の動画、工賃等を載せることで、他の会員である農業者や障害者就労施設が同様の作業を農福連携で実施したい場合に、参考となるように工夫している。

事例3

マッチング

佐賀県・佐賀北部地区農福連携推進ネットワーク

- ・ 佐賀県・佐賀北部地区農福連携推進ネットワークでは「中間支援者のための農福連携受委託マニュアル」を作成し、県が設置した農福連携コーディネーターと普及員（県農業振興センター）とJAが連携して、以下の流れでマッチングを実施。
- ・ 佐賀北部地区農福連携推進ネットワークには佐賀県農林水産部農業経営課に所属する農福連携コーディネーターも構成員として参加しており、同ネットワークの活動圏域にてマッチングを実施。
- ・ 農業者に対するニーズ調査では、あえて農福連携という言葉を出さないことで、適切なマッチングができるように工夫している。



農福連携マッチングの流れ

1. <ニーズ調査>
JA または振興センターで農業者の作業ニーズの聞き取りと、作業者が障害者就労施設であることについて、農業者の理解を得る。
2. <作業内容の確認>
JA、振興センター、コーディネーターの三者で、作業内容の確認をする。
3. <単価計算・作業環境を整える>
単価の計算をする。また作業環境を整え、動線の確保、見える化や道具の準備をする。
4. <募集>
障害者就労施設へ作業の募集をかける。
5. <体験会開催>
作業希望の障害者就労施設が決まり次第、体験会の開催の日程調整をする。
6. <作業環境の微調整>
体験会で気付いた事があれば再度作業環境の調整をする。
7. <契約>
三者立ち合いの下、作業開始前に契約を締結する。

出展：佐賀県版農福連携推進受委託マニュアル

topic[地域協議会を維持・発展させるために]

地域協議会の活発な活動を維持、そして発展させていくための工夫はさまざまです。ここでは、全国トップクラスのエリアの発展例をご紹介します。

ポイント

地域協議会の活動を通じて、農業者と障害者就労施設のマッチング等が進むことにより、地域における農福連携への理解が進んだ地域の中には、以上の取組により地域協議会の活動がさらに発展している事例が見られます。

- ①県内各地で地域協議会を発足
- ②地域の困っている人を取りこぼさず支援できる体制づくり
- ③会員同士の交流が生み出す新規事業の実施

事例1

県内各地で地域協議会を発足 佐賀県

- ・2017年に発足した佐賀北部地区農福連携推進ネットワークの取組を見て、また関係者（JA）の人事異動もあったことから、他の圏域から、同様に活動したい、という要望が集まり、2022年度に佐城地区農福連携推進協議会が、2023年度に唐津市農福連携推進協議会が発足した。



佐賀北部地区農福連携推進ネットワークの立ち上げに関与していた人物が、2022年度から佐賀県が設置した農福連携コーディネーターとして採用され、各エリアにおいて丁寧に支援したことが地域協議会の発足に寄与した。また、同コーディネーターが、2023年度農福連携技術支援者育成研修を受講したことで、より深く農作業を理解することができ、業務分解できるようになったため、マッチングが促進した。

- ・佐城地区・唐津市の状況にあわせて、それぞれのエリアのニーズに応じた地域協議会が設立されている。

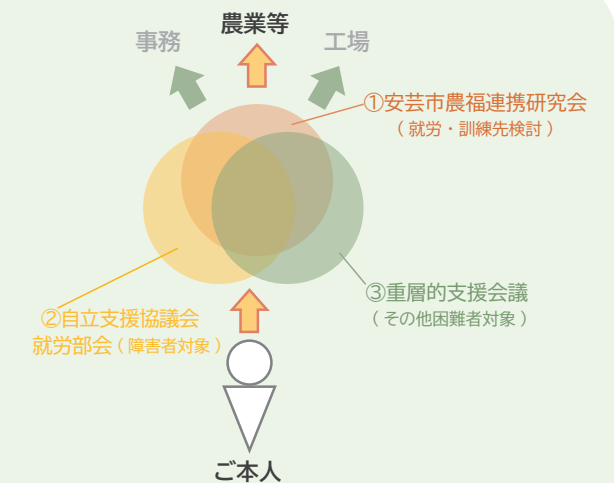


事例2

地域の困っている人を取りこぼさず支援できる体制づくり 安芸市農福連携研究会（高知県安芸市）

- ・安芸市農福連携研究会は、「自殺者が多い」という課題の解決策を検討する中で、出口として、地域産業である農林水産業が活用されてきた。
- ・安芸市農福連携研究会と市の関係組織が連携し、月1回の定例会議において、1人1人が抱えている困りごとの内容等を分析し支援計画をまとめ、それを元に就労先にマッチング・フォローアップし、問題が発覚した場合には必要なサポートを行う等、さまざまな困りごとを抱えている人を支援する体制が確立されている。

- ・このような体制をとることにより、困りごとを抱えた人がどこに相談してもこの組織メンバーの誰かに情報が届き、かつ皆で今後について検討・提案するため、本人が安心して相談することができる。その結果、農福連携のマッチングに繋がっている。



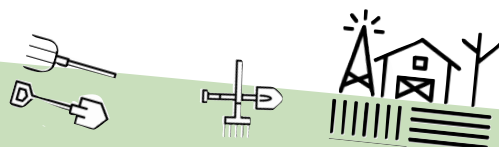
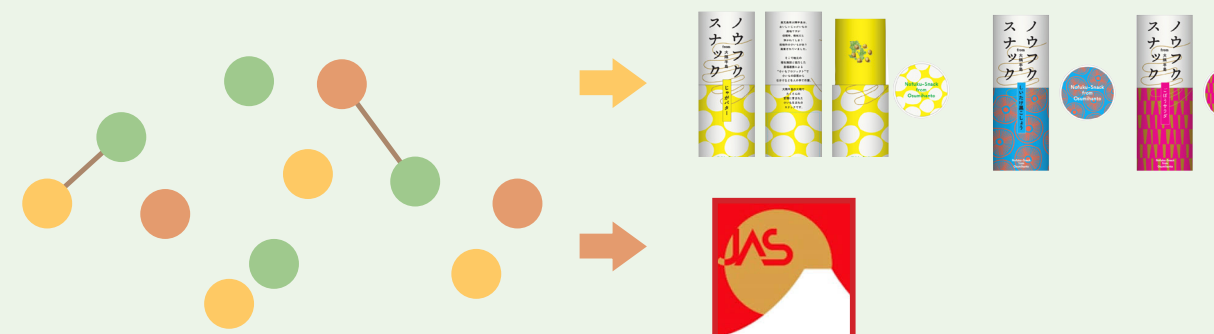
事例3

会員同士の交流が生み出す 新規事業の実施

大隅半島ノウフクコンソーシアム（鹿児島県大隅半島）

- ・農業サイドの労働力不足・福祉サイドの販売力強化や障害者の工賃向上という課題の解消につながるプラットフォームとなることが目的。

- ・多様な立場の会員が、農業だけではなく、地域全体をどのように盛り上げるのか？に主軸を置いて検討をすることで、多くの新規事業が生まれている。
- ・新規事業の実例：「規格外の小芋を活用したノウフクスナック開発等」「お試しノウフク（農作業実習）」「会員のノウフクJAS取得に対する支援」等。
- ・ノウフクスナック等の商品販売の収益は、運営費等に活用。
- ・農福連携をきっかけに、フードロスの解消などの地域の課題解決にも貢献。





3. 事例に掲載した地域協議会の基本情報

恵庭市農福連携ネットワーク (北海道恵庭市)

対象となる地区 北海道恵庭市

構成団体 7 ページ参照

取組概要

①会議	②講演会・研修会	③視察	④視察受け入れ
○		○	
⑤マッチング	⑥体験会	⑦ネットワークづくり	⑧ルールづくり
○	○	○	○

<特徴>

- ・農福連携の要望があった際、福祉事業所については市障がい福祉課、農業者については市農政課が状況に応じてマッチングを行う。
- ・成功事例集を発行し、多岐に渡る作業事例をストック。

取組実績

- ・農福連携に参加した障害者の延べ人数は、2015 年 96 名だったが、2024 年度は通算 5,341 名になった。
- ・成功事例集に掲載した作業行程の種類は 2018 年度には延べ 13 種類だったが、2024 年度では延べ 39 種類になった。

取組のプロセス

- ▶2016 年「恵庭市農福連携ネットワーク」設立と初回会議
 - ・農業分野における障害者等の就労促進を目的に活動する団体、個人、機関等で組織するネットワークを設立。
 - ・初回会議には、農業実習の試行に参加した農業者、福祉事業者、農業関係者等が参加。
- ▶2017 年 農福連携開始
 - ・3 軒の農業者と障害者就労施設 4 事業所にて農福連携を行う。
- ▶2019 年 恵庭市農福連携成功事例集の発行
 - ・農福連携の普及のために、会員のアイデアにより写真や動画を掲載し、作業内容を「見える化」して分かりやすくまとめた「恵庭市農福連携成功事例集」を作成。
- ▶2020 年 収穫体験開始



予 算

- ・恵庭市「障がい者就労支援事業費」で、会議・研修会等の費用を予算化。

安芸市農福連携研究会 (高知県安芸市)

対象となる地区 高知県安芸市

構成団体 8 ページ参照

取組概要

①会議	②講演会・研修会	③視察	④視察受け入れ
○	○	○	○
⑤マッチング	⑥体験会	⑦ネットワークづくり	⑧ルールづくり
○	○	○	○

<特徴>

- ・毎月の定例会におけるケース会議を通じて、関係機関との情報交換を積極的に行う。
- ・地域内の農福連携の仕組みづくりと理解を深める目的として研修会を多数開催。

取組実績

- ・取組を始めた 2018 年以降の実績として、2018 年は 11 農業者に 16 人が就労したが、2024 年 12 月時点では 27 農業者に 109 人（累計）が就労した。

取組のプロセス



- ▶2013 年「ここから東部地域ネットワーク会議」発足
 - ・高知県安芸福祉保健所が「ここから東部地域ネットワーク会議（自殺予防ネットワーク）」を発足。
 - ・ネットワークの多くの関係機関が集まり始め、自殺対策のみならず地域全体の社会的課題に対応できる体制が次第に整備される。
- ▶2018 年「安芸市農福連携研究会」発足
 - ・上記ネットワークから派生し、「安芸市農福連携研究会」を発足。

▶2019 年 農業就労サポーターの導入

- ・JA 高知県安芸地区が「農業就労支援サポーター」を雇用し、同サポーターが農業者および障害者に指導することで就農定着率が格段に向上。

▶2019 年 会員の農業者が就労継続支援 B 型事業所を設立

- ・会員の農業者が就労継続支援 B 型事業所「一般社団法人こうち絆ファーム」を設立したことで、障害者等の受け入れ先が拡大。

予 算

- ・各自所属機関の本業の一環として関わるため、基本必要ない。
- ・JA が農業就労サポーターを採用。



佐賀北部地区農福連携推進ネットワーク (佐賀県佐賀市)

対象となる地区 佐賀県佐賀市(北部)

構成団体

佐賀県農林水産部農業経営課(実働部隊)
佐賀中部農林事務所佐城農業振興センター普及課
佐賀県障害福祉課就労支援室(オブザーバー)
佐賀市農林水産部農業振興課、農村環境課
佐賀市保健福祉部障がい福祉課、佐賀市富士支所、佐賀市三瀬支所
佐賀県農業協同組合県域担い手サポートセンター、神埼営農経済センター北部事業所
NPO 佐賀中部障害者ふくしネット(事務局、実働部隊)
佐賀中部農林事務所佐城農業振興センター北部振興課(事務局、実働部隊)
佐賀県農業協同組合中部地区営農経済センター富士町事業所(事務局、実働部隊)

取組概要

①会議	②講演会・研修会	③視察	④視察受け入れ
○	○	○	○
⑤マッチング	⑥体験会	⑦ネットワークづくり	⑧ルールづくり
○	○	○	○

<特徴>

- ・5～6月に年間計画、2月に活動報告および次年度活動計画を検討。
- ・中間支援者や農業者、障害者就労施設も対象とした研修を実施。



- 取組実績**
- ・佐賀市は2015年～、県2022年～農福連携コーディネーターが加入。
 - ・農福連携コーディネーター加入後、2年目の2023年度は年間のマッチング件数が延べ70件。

取組のプロセス

- ▶2016年 佐賀市より「ふくしねっと」((N)佐賀中部障害者ふくしネット)に依頼
 - ・佐賀市富士町でJAと佐賀県農業振興センターが農業の人手不足に悩んでいたことから、農業者と障害者福祉施設をマッチングしてモデルづくり。
- ▶2017年「佐賀北部地区農福連携推進ネットワーク」設立
 - ・人事異動により関係機関の担当者が変わっても農福連携が中断しないように「佐賀北部地区農福連携推進ネットワーク」が設立。
 - ・2018年、JAさが中部地区北山予冷センターでほうれん草の出荷調整作業の委託を開始。
- ▶2019年 農福連携受委託マニュアルを制作
 - ・JAとの連携が佐賀市全域へ拡大
 - ・マニュアルや啓発DVDを作成
- ▶2021年 佐賀県農福連携プロジェクト推進チームが発足
 - ・2022年 佐城地区農福連携推進協議会発足
 - ・2023年 唐津市農福連携推進協議会発足

予算

- ・委託事業「佐賀市障害者就労施設等異業種連携推進事業」を販売促進コーディネーター兼農福連携コーディネーター人件費として活用。
- ・農福連携コーディネーター(2名)の人件費：厚生労働省「工賃向上等のための取組の推進」。

大村ノウフクネットワーク (長崎県大村市)

対象となる地区 長崎県大村市

構成団体

大村市障がい者施設ネットワーク協議会、農業者、障害者福祉施設2事業所、長崎県央農業協同組合中部営農センター、県央地区農業士会協議会、大村市青年農業者会、大村市障がい福祉課、大村市農林水産振興課農業経営室

取組概要

①会議	②講演会・研修会	③視察	④視察受け入れ
○	○		○
⑤マッチング	⑥体験会	⑦ネットワークづくり	⑧ルールづくり
○	○	○	○

<特徴>

- ・地域内の農福連携の仕組みづくりと理解を深める目的として説明会・研修会を開催。
- ・大村市の広報紙(広報おおむら：12月号2024)にて農福連携の取組を掲載。

取組実績

- ・2024年10月段階で16種の作業を支援。

取組のプロセス

- ▶2021年「三浦・鈴田地区農福連携推進協議会」を設立
 - ・農福連携を通じ新しい地域コミュニティの形成を目指し、農福連携のモデルケースとして、三浦・鈴田地区で実践を開始。
 - ・ニーズ調査を実施し、農業者・障害者就労施設の状況を把握。
- ▶2023年 農福連携の関心・実践の拡大
 - ・農業者向けの情報発信として、障害者就労施設・行政(農林水産振興課、障がい福祉課)、九州農政局長崎県拠点、長崎県県央振興局、JA美鈴支店、みかん部会(三浦地区)が参加して、枝別摘果作業を見学。
 - ・福祉向けの情報発信として、事例報告やみかん収穫講習会を実施。
- ▶2024年「大村ノウフクネットワーク」設立



予算

- ・大村市の農林水産振興課農業経営室より「大村市農福連携推進事業費補助金」を受け、同ネットワークの運営と中間支援者の活動費として活用。

鹿児島県大隅半島
(大隅半島ノウフクコンソーシアム)

対象となる地区

鹿児島県大隅半島
(鹿児島県 4 市 5 町 (鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町))

構成団体

8 ページ参照

取組概要

①会議	②講演会・研修会	③視察	④視察受け入れ
○	○	○	○
⑤マッチング	⑥体験会	⑦ネットワークづくり	⑧ルールづくり
○	○	○	○

<特徴>

- ・役員会を年 4 回実施し、日常の情報交換は LINE オープンチャットを活用。
- ・年に 1 回程度の研修会を実施。先進事例講義、GAP 研修会、ノウフク JAS 研修会、ブランディング研修等多岐に渡る。

取組実績

- ・2024 時点での会員は 65 主体。
- ・会員によるノウフク JAS 認証は 3 件。

取組のプロセス

- ▶2020 年 コンソーシアム設立への議論の開始
 - ・ノウフク・アワード 2020 グランプリ受賞の(社福)白鳩会と、行政(県大隅地域振興局)との地域の農福連携への想いが合致し、検討会が開始。



- ▶2021 年「大隅半島ノウフクコンソーシアム」設立
 - ・農業法人 6 社、障害者福祉施設 8 法人、2 団体、6 地方公共団体、アドバイザー 2 名体制でスタート。
 - ・先進事例や農福連携の理念を学ぶ座学、ノウフク JAS や GAP などの勉強会、先進事例視察、行政主導の請負工賃設定、お試しノウフク、フードロスの解消等に取り組む。
- ▶2023 年 ノウフクアワード 2022 チャレンジ賞受賞

予 算

- ・2024 年度は会費のみで運営。



【参考(2)】地域協議会に関する各種書類ひな型「請負契約書」
※農福連携でケースが多い施設外就労を受け入れる際に必要な請負契約書のひな型

施設外就労作業請負契約書

○○(以下、「甲」という。)■●●(以下、「乙」という。)は、甲が依頼する作業について、次のとおり作業請負契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

(契約の目的と基本的義務)

第 1 条 甲は乙に、下記の作業を委託し、その対価として所定の委託代金を乙に支払うこととする。乙は甲から受託した作業を通し、乙の運営する障害福祉サービス事業所の利用者の就労意欲、工賃の向上及び社会生活スキルの習熟等に努めることとする。

(作業実施場所)

第 2 条 作業を実施する事業所の名称及び所在地は以下のとおりとする。

名 称：

所在地：

(作業の内容)

第 3 条 甲が乙に対して依頼する作業内容は以下のとおりとする。

- (1) 期 間：令和 * 年 * 月 * 日から令和 * 年 3 月 31 日
- (2) 作業日：毎週 * 曜日
- (3) 作業時間 (休憩時間)：午前 * 時から午後 * 時 (休憩時間 1 時間)
- (4) 作業内容及び単価：別紙のとおり

(作業代金等)

第 4 条 甲は、乙の利用者が完成した作業の対価として、別紙に定める 1 単位あたりの作業

単価に実施数量を乗じ、その額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額を支払うものとする。

作業代金は、毎月末日に当月分を締め切り、甲は翌月 * 日 (但し、末日が銀行の休日に当たる場合は、その前営業日とする) 迄に乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

なお、振込手数料は甲の負担とする。

(作業中の事故等及び損害)

第 5 条 乙は作業において、事故が発生した場合、適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告しなければならない。また、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は乙が負うものとする。

(機械設備等の供給等)

第 6 条 乙は甲から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、別途、必要に応じ機械設備賃貸契約を締結するものとする。また、乙は作業に要する材料等の供給を甲から受ける場合には、代金の支払い等について協議し事前に定めるものとする。

(施設外就労の情報等)

第 7 条 乙は、甲より受託した作業を行うに当たり、次の事項について甲に通知するものとする。また、内容について変更が生じた場合は、随時甲に対し通知するものとする。

- ① 施設外就労担当職員氏名：
- ② 引率職員の職氏名：
- ③ 利用者の氏名：
- ④ 緊急時の対応：管理者 ○○ ○○ TEL ***-****-****
- ⑤ その他

（作業の峻別）

第8条 乙は、甲から独立して委託作業を実施することとし、利用者に対する指導等は乙が

行うものとする。また、乙の事業所利用者と甲の従業者が作業を共同で行うものではないものとする。

（途中解約）

第9条 甲又は乙は、本契約を有効期間の途中で解約しようとする場合は、1か月前までに

相手方にその旨を申し出なければならない。

（契約の更新）

第10条 第3条に定める契約期間について、期間終了1か月前までに、甲乙いずれからも

本契約を終了する旨の通知がない場合、以後1年間同一の条件で延長するものとする。

（定めのない事項等）

第11条 本契約および覚書に定めのない事項が発生した場合、または解釈に疑義が生じた

場合は、甲および乙は誠意をもって協議しこれを解決する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和*年*月*日

甲

<依頼元>

乙

<事業所>

別紙

作業単価表

作業名	単位	単価（税抜）

